

## 1 ごみの減量化とリサイクルの推進



### (1) 現状と課題

本市の家庭から排出される廃棄ごみ量（1人1日当たり）は、政令市の札幌市を除く道内の主な都市9市中最も多く排出されています。

この要因として、本市は道内の主な都市の中でも高齢化率が高く、世帯構成における単身世帯の比率も高い傾向にあり、少量に個包装された商品など使い捨ての商品を購入するといった消費傾向があると考えられます。循環型社会の実現に向けては、限りある資源を有効利用するため、ごみの減量につながる発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取り組みをより一層推進し、資源物を含めたごみ全体を減量することが必要です。

一方、廃棄ごみの中には、プラスチック製容器包装や雑がみといった、本来、資源物として排出すべきものが多く排出されています。発生抑制・再使用に組み込むとともに、再生利用（リサイクル）の取り組みも進める必要があります。

### (2) 目標と管理指標

	基準年度 2019年度	目標年度 2030年度
ごみ排出量※1	68,857トン	62,597トン
市民ひとり1日あたりの家庭系廃棄ごみ量※2	568グラム	543グラム
リサイクル率※3	19.87%	26.80%

※1 資源物を含めた家庭ごみ・事業系一般廃棄物の総量

※2 資源物を除いた市民ひとり1日あたりの家庭ごみの量

※3 ごみ排出量のうちリサイクル量の割合

### (3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①ごみの減量化とリサイクルの推進	
ごみ減量化の推進★	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ ごみ発生・排出抑制に向けた行動を推進していきます。</li> <li>▷ 市民・事業者などと協働し、ごみの減量化に向けて取り組んでいきます。</li> <li>▷ 食品ロス削減に向けた、普及啓発を進めていきます。</li> <li>▷ 生ごみの水切りや堆肥化による減量化・資源化を推進します。</li> <li>▷ 公共施設からの廃棄物の減量化・資源化に努めます。</li> <li>▷ 不要となったものを、再利用する取り組みを継続して進めていきます。</li> <li>▷ 未・低利用水産物の有効利用を促進します。</li> </ul>
リサイクルの推進★	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 市民へ、分別・排出を行う必要性や実施の効果などについて普及啓発していきます。</li> <li>▷ 市民や団体などに対し、集団資源回収が取り組みやすい環境づくりを進めていきます。</li> <li>▷ 資源物の回収拠点を増やすなど、利便性の向上を検討していきます。</li> <li>▷ 廃棄物の再資源化に向けた調査などを進めていきます。</li> </ul>

②バイオマスの利活用	
バイオマスの利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 下水汚泥や家畜排せつ物の有効利用を促進します。</li> <li>▷ 木質ペレットの利用を促進します。</li> </ul>

#### (4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 不要なものは買わない、もらわないを心がけます。
	▷ 食べ残しを減らし、食品ロス削減に努めます。
	▷ 生ごみの水切りや堆肥化、分別の徹底に取り組みます。
	▷ マイバッグ・マイボトルを携帯して利用します。
	▷ 詰め替えできる製品やリサイクル製品を選んで購入します。
	▷ 販売店の店頭回収や、地域の集団資源回収に協力します。
	▷ ごみの分別排出を徹底します。
事業者	▷ 事業活動の過程で発生する廃棄物の減量に努めます。
	▷ グリーン購入の取り組みを実施します。
	▷ 包装の簡素化に努めます。
	▷ 飲食店は食品ロス削減の推進に協力していきます。
	▷ 廃棄物の処理に当たっては関係法令を遵守し、リサイクルを推進します。
	▷ ごみの分別排出を徹底します。
	▷ 従業員に対して、ごみの減量行動を徹底させます。



#### ごみを減らすためにできること

廃棄物の減量を図るためには、廃棄物の発生自体を抑制し（リデュース：Reduce）、使用を終えた製品の形を変えずにほかの利用法で用いる（リユース：Reuse）、最後に再生利用する（リサイクル：Recycle）ことが必要であり、これらの頭文字をとって3Rと呼ぶことで、環境配慮に関するキーワードとしています。

## 3 R

リデュース  
**Reduce** : 減らす

リユース  
**Reuse** : 繰り返し使う

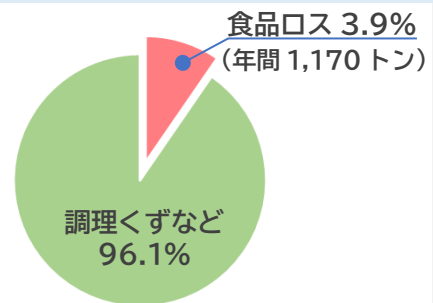
リサイクル  
**Recycle** : 再利用する



#### 食品ロスを減らしましょう

釧路市の可燃ごみの中身の調査では、生ごみの中に食品ロスに該当するものが3.9%含まれているという結果が出ています。これは、年間で約1,170トン（令和元年度調査）、1人1日あたりに換算しますと約20gとなり、1週間程度で茶碗1杯分のご飯を捨てていることに相当します。食品ロスは市民一人ひとりの心がけで削減することが可能です。食材を買い過ぎない、料理を食べ切るなど、食品ロス削減に向けて皆様のご協力をお願いいたします。

#### 生ごみの割合



## 2 ごみの適正処理



### (1) 現状と課題

ごみステーションにおいては、カラス・小動物によるごみの散乱や管理に関するトラブル、分別・排出ルールが守られない不適正排出などの問題があります。また、市外からの転入者が多い共同住宅では、一戸建て住宅と比べて分別・排出ルールが十分に浸透していないことが不適正排出によるごみの散乱に繋がる傾向があることから、市民と連携を図りながら、市の職員による日常的な排出状況の調査や巡回指導などを実施しています。

また、今後さらなる高齢化が予想される中で、これまで以上にごみの分別やごみ出しが困難になる世帯が増加すると考えられます。こうした状況に対応するため、高齢になっても誰もが安心してごみ出しができる仕組みづくりを進めていく必要があります。

### (2) 目標と管理指標

	基準年度 2017年度	目標年度 2030年度
埋め立て処分量*	10,812トン	9,605トン

※ 次期最終処分場を使用する6市町村の合計

### (3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①ごみの適正処理の推進	
環境美化の推進★	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 日常的なパトロールや排出ルールなどの指導によりごみステーションの管理支援に努めます。</li> <li>▷ 町内会や分別収集協力員などのごみステーション美化を支援します。</li> <li>▷ 「釧路市みんなできれいな街にする条例」に基づいた、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めていきます。</li> <li>▷ 共同住宅所有者や仲介業者に対し、共同住宅居住者への分別・排出ルールの働きかけを進めます。</li> </ul>
高齢者などへの対応	▷ 要介護者などのごみ排出困難者を支援するため、「ふれあい収集」の効率的な運用による対応などを検討していきます。
産業廃棄物の適正処理	▷ 建設材廃棄物などの有効利用を促進します。
廃棄物処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 釧路市資源リサイクルセンターなどの中間処理施設の適正な維持管理を継続していきます。</li> <li>▷ ごみの減量化を徹底し、最終処分場への埋め立て処分量削減に努めます。</li> <li>▷ 新たな最終処分場の整備を進めていきます。</li> </ul>

②ポイ捨て・不法投棄の防止	
不法投棄対策の強化★	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 巡視パトロールを継続し、不法投棄の未然防止に努めます。</li> <li>▷ 「自然の番人宣言」による取り組みを進め、ごみの不法投棄の撲滅に努めます。</li> </ul>

#### (4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ ごみ出しのルールを守ります。
	▷ ごみステーションの美化に努めます。
	▷ 不法投棄やポイ捨ては行いません。
	▷ 所有・管理している場所に不法投棄されないよう、適切に管理します。
	▷ 不法投棄を発見した場合は、直ちに関係者に通報します。
事業者	▷ 不法投棄や不適正処理は行いません。
	▷ 所有・管理している場所に不法投棄されないよう、適切に管理します。
	▷ 事業所周辺の清掃活動などを積極的に行います。



#### 自然の番人宣言

自然の番人宣言は、釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、2006年（平成18年）4月に管内8市町村が共同で制定しました。この宣言は道内初のもので、抑止力を法律などの罰則に求めるのではなく、勇気を持って通報する仕組みの徹底や環境教育の充実など、宣言に基づく行動計画の実施によって住民運動として定着させることを目的としています。



#### 不法投棄は犯罪です！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を不法に投棄した者は5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金、またはこれらの併科となっています。未遂の場合でも同様の罰則が科せられます。

不法投棄をする現場を目撃した場合は、釧路警察署や最寄りの交番へ通報してください。不法投棄された場所や投棄物を発見した場合は、市環境事業課（電話 24-4146）へ通報してください。

